

議案第 1 1 号

市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）請負変更契約の締結
についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子



専 決 処 分 書

市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）請負変更契約について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年7月13日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第11号

市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）請負変更契約の締結について

市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）請負変更契約の締結
について

市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）について、下記のとおり
請負変更契約を締結する。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工） |
| 2 | 工 事 場 所 | 君津市三直・常代地先 |
| 3 | 工 事 期 限 | 変更前 令和 3 年 7 月 3 0 日
変更後 令和 3 年 8 月 3 1 日 |
| 4 | 工 事 概 要 | 橋梁上部工桁製作・架設一式（形式 鋼単純非合成箱桁橋、橋長
5 6 . 2 m、有効幅員 1 0 . 5 m） |
| 5 | 契 約 の 金 額 | 変更前 1 5 4 , 9 1 9 , 6 0 0 円
(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
変更後 1 6 2 , 3 2 1 , 5 0 0 円
(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
増 額 7 , 4 0 1 , 9 0 0 円
(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。) |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 福島県郡山市西田町鬼生田字阿広木 1 番地
矢田工業株式会社
代表取締役 成田正樹 |

変更理由（市道八重原線道路新設改良工事（橋梁上部工桁製作・架設工）請負変更契約）

河川管理者である千葉県との協議の結果、仮設の構造形式を変更する必要が生じ、工期の延長及び契約金額の増額を行うこととなったため。